

○国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 国土調査事業の実施に関する事務取扱いについては、法令、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日経企土第130号）、<u>社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱（令和3年3月26日国不籍第533号）</u>に定めるところによるほか、この要領によるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 国土調査事業の実施に関する事務取扱いについては、法令、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日経企土第130号）<u>及び</u>社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。</p>
<p>第2～第18 （略）</p>	<p>第2～第18 （略）</p>
<p>第19 法第6条1項及び第2項の規定に基づく国土調査の実施に関する計画及び作業規程の届出は、別記様式第14によるものとする。</p> <p><u>2 前項の計画及び作業規程は、市町村又は土地改良区等が共同で作成し、届け出ることができる。</u></p>	<p>第19 法第6条1項及び第2項の規定に基づく国土調査の実施に関する計画及び作業規程の届出は、別記様式第14によるものとする。</p> <p>（新設）</p>
<p>第20～第28 （略）</p>	<p>第20～第28 （略）</p>

<p>(事業計画の協議)</p> <p>第29 法第6条の3第2項に規定する事業計画について、同条第3項の規定により、国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、別記様式24によるものとする。</p>	<p>(事業計画の協議)</p> <p>第29 法第6条の3第2項に規定する事業計画（<u>第31において単に「事業計画」という。</u>）について、同条第3項の規定により、国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、別記様式第24によるものとする。</p>
<p>(事業の実施に関する計画及び作業規程の届出)</p> <p>第30 法第6条の4第2項の規定に基づく届出は、別記様式第25によるものとする。<u>ただし、市町村又は土地改良区等から都道府県に対する届出については、都道府県が独自に定める様式によることを妨げるものではない。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づく計画及び作業規程は、都道府県、市町村又は土地改良区等が共同で作成し、届け出ることができる。</u></p>	<p>(事業の実施に関する計画及び作業規程の届出)</p> <p>第30 法第6条の4第2項の規定に基づく届出は、別記様式第25によるものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(事業計画の変更)</u></p> <p>第31 <u>事業計画を変更する場合の手續については、法第6条の3第2項から第5項までの規定に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、法第6条の3第3項に規定する国土交通大臣に対する協議を申し出ようとするときは、別記様式第26によるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の変更において、地籍調査費負担金の交付額の変更又は社会資本整備総合交付金の都道府県における交付額の変更が生じない場合は、前項の規定にかかわらず、事業計画の変更後に遅滞なく国土交通大臣に報告するものとする。当該報告は、別記様式第27によるものとする。</u></p>

<p>(誤り等申出書の添付書類)</p> <p><u>第 3 1</u> (略)</p>	<p>(誤り等申出書の添付書類)</p> <p><u>第 3 2</u> 法第 1 7 条第 2 項 (法第 2 1 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の申出が、境界の測量に係るものであるときは、関係図面等その事実を証するに足りる資料の添付等を求めるほか、所要の措置をするものとする。</p>
<p>(認証請求書及び承認申請書の添付書類)</p> <p><u>第 3 2</u> (略)</p>	<p>(認証請求書及び承認申請書の添付書類)</p> <p><u>第 3 3</u> 地籍調査の成果又は街区境界調査成果 (以下「地籍調査の成果等」という。)の認証の請求及び認証の承認申請に当たっては、別に定める要領により作成した書類を添付するものとする。</p>
<p>(都道府県が地籍調査を行った場合の成果の写しの送付)</p> <p><u>第 3 3</u> (略)</p>	<p>(都道府県が地籍調査を行った場合の成果の写しの送付)</p> <p><u>第 3 4</u> 都道府県が行った地籍調査の成果等の写しは、必要に応じ、当該市町村に送付することができるものとする。</p>
<p>(記録等の保管)</p> <p><u>第 3 4</u> (略)</p>	<p>(記録等の保管)</p> <p><u>第 3 5</u> 地籍調査を行う者及び当該地籍調査に係る成果の認証者は、後日地籍調査の内容等に疑義が生じた場合その他の場合にその検証が可能となるように、地籍調査作業規定準則 (昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号) 第 5 条に基づく管理及び検査に関する記録を適切に保管するものとする。</p>

改正後

別記様式第24（第29第1項関係）別紙（2）

別紙(2) ○○年度事業計画明細書																
調査を行う者の名称等	新運路渠名 事業を行う者の名称	着手年度	名称		単位区域		面積(㎡)		作業別実施計画		費用の総額の算出の基礎				その他	
			市区町村名	単位区域名	番号	合計	D	I	D	▲▲年度までの実績	○年度事業計画	測定の区分	測定の状況	測定の区分	測定の状況	測定の区分
事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容
合計																
合計内訳																

現 行

別記様式第24（第29第1項関係）別紙（2）

別紙(2) ○○年度事業計画明細書																
調査を行う者の名称等	新運路渠名 事業を行う者の名称	着手年度	名称		単位区域		面積(㎡)		作業別実施計画		費用の総額の算出の基礎				その他	
			市区町村名	単位区域名	番号	合計	D	I	D	▲▲年度までの実績	○年度事業計画	測定の区分	測定の状況	測定の区分	測定の状況	測定の区分
事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容	事業内容 改修内容
合計																
合計内訳																

改正後

(事業計画明細書記載要領)

- (1) 「調査を行う者の名称等」欄の「都道府県名」は、事業計画を定める都道府県名を、「調査を行う者の名称」は実施主体の名称を記載する。
- (2) 「着手年度」欄は、単位区域ごとの着手年度を記載する。
- (3) 「単位区域」欄の「名称」欄の「市区町村名」は、単位区域の属する市区町村の名称を、「単位区域名」は単位区域の名称を、「面積」は調査面積の合計及び地帯別の内訳を記載すること。
- (4) 「単位区域」欄の「番号」は、次に示す地区コードを記載すること。  
 「西暦」＋「都道府県コード」＋「市区町村コード」＋「通し番号（2桁）」（計11桁）  
 （例：20110120201 函館市（01202）が2011年度に新たに着手する地区のうち1番目の地区）  
  - 地区コードは全て半角数字とする。
  - 通し番号（2桁）は、「01」から始まる年度ごとの連番号とする。（翌年度は再び「01」からの連番号とする。）
  - 「都道府県コード」＋「市区町村コード」は、総務省が定める5桁（都道府県コード2桁＋市区町村コード3桁）のコードとする。6桁のコードの場合は、末尾1桁のチェックデジットを抜いた5桁のコードとすること。
  - 都道府県、森林組合等の市区町村以外が地籍調査を行う者（実施主体）である場合は、調査を実施する地区が所在する市区町村コードを採用して地区コードを設定すること。ただし、この場合の通し番号（2桁）は、都道府県が調査を行う場合は「81」から、森林組合等が調査を行う場合は「91」から始まる年度ごとの連番号とする。
  - 最終的な11桁の地区コードは重複することがないよう注意すること。
  - 着手時に付与した地区コードについては、調査が終了するまで変更しないこと。単位区域の分割又は結合によりやむを得ず地区コードを変更する場合は、地区コードを変更したことについて事業計画明細書の協議の際に伝えること。
  - 地区コードの付与は、平成22年度新規着手手地区以降の地区に適用するものとする。ただし、過年度の成果について平成22年度以降に新たに数値情報等を開始する場合は、地区コードを付与するものとする。
- (5) 「作業別実施計画」欄の「▲▲年度までの実績」欄には、前年度までに実施した作業工程について記載すること。記載の対象とする事業は、当該年度の事業計画の対象となる地域及び認証・承認が未了の地域（登記所への成果の送付が行われていない地区を含む）とする。（つまり、事業計画明細書に記載されている地区については、事業継続中の地区又は認証・承認が未了の地区のみとする。）認

現 行

(事業計画明細書記載要領)

- (1) 「調査を行う者の名称等」欄の「都道府県名」は、事業計画を定める都道府県名を、「調査を行う者の名称」は実施主体の名称を記載する。
- (2) 「着手年度」欄は、単位区域ごとの着手年度を記載する。
- (3) 「単位区域」欄の「名称」欄の「市区町村名」は、単位区域の属する市区町村の名称を、「単位区域名」は単位区域の名称を、「面積」は調査面積の合計及び地帯別の内訳を記載すること。
- (4) 「単位区域」欄の「番号」は、次に示す地区コードを記載すること。  
 「西暦」＋「都道府県コード」＋「市区町村コード」＋「通し番号（2桁）」（計11桁）  
 （例：20110120201 函館市（01202）が2011年度に新たに着手する地区のうち1番目の地区）  
  - 地区コードは全て半角数字とする。
  - 「都道府県コード」＋「市区町村コード」は、総務省が定める5桁（都道府県コード2桁＋市区町村コード3桁）のコードとする。6桁のコードの場合は、末尾1桁のチェックデジットを抜いた5桁のコードとすること。
  - 都道府県、森林組合等の市区町村以外が地籍調査を行う者（実施主体）である場合は、調査を実施する地区が所在する市区町村コードを採用して地区コードを設定すること。ただし、この場合の通し番号（2桁）は、都道府県が調査を行う場合は「81」から、森林組合等が調査を行う場合は「91」から始まる年度ごとの連番号とする。
  - 最終的な11桁の地区コードは重複することがないよう注意すること。
  - 着手時に付与した地区コードについては、調査が終了するまで変更しないこと。単位区域の分割又は結合によりやむを得ず地区コードを変更する場合は、地区コードを変更したことについて事業計画明細書の協議の際に伝えること。
  - 地区コードの付与は、平成22年度新規着手手地区以降の地区に適用するものとする。ただし、過年度の成果について平成22年度以降に新たに数値情報等を開始する場合は、地区コードを付与するものとする。
- (5) 「作業別実施計画」欄の「▲▲年度までの実績」欄には、前年度までに実施した作業工程について記載すること。記載の対象とする事業は、当該年度の事業計画の対象となる地域及び認証・承認が未了の地域（登記所への成果の送付が行われていない地区を含む）とする。（つまり、事業計画明細書に記載されている地区については、事業継続中の地区又は認証・承認が未了の地区のみとする。）認

改 正 後

証・承認が行われ、登記所へ成果が送付された地域（調査完了地域）については、事業計画明細書に記載する必要はないものとする。何かしらの理由により事業が途中で休止している地域については、「着手年度」欄に、事業着手年度及び最後に事業を実施した年度を「S38/S48」のように記載すること。

認証・承認が行われおらず、また登記所に成果が送付されていない地域については、「着手年度」欄に、事業着手年度及び閲覧完了年度を「S38～S48」のように記載すること。

(6) 「作業別実施計画」欄の「実施工程」欄に使用する符号は、次のとおりとする。

- C＝地籍図根三角測量
- D＝地籍図根多角測量
- E＝一筆地調査
  - 概況調査等＝概況調査及び予備調査
  - E 1＝調査図素図等作成
  - E 2＝現地調査
- F I＝細部図根測量
- F II＝一筆地測量及び地籍図原図の作成
  - F II - 1＝一筆地測量
  - F II - 2＝地籍図原図の作成
- G＝地積測定
- H＝地籍図及び地籍簿の作成
  - 地籍図等の作成＝地籍図及び地籍簿の作成
- RD＝航空測量
  - RD 1＝既存資料の収集・確認
  - RD 2＝空中写真測量及び航空レーザ測量
  - RD 3＝補償測量及び境界点の座標値の算出

(7) (制る)

現 行

証・承認が行われ、登記所へ成果が送付された地域（調査完了地域）については、事業計画明細書に記載する必要はないものとする。何かしらの理由により事業が途中で休止している地域については、「着手年度」欄に、事業着手年度及び最後に事業を実施した年度を「S38/S48」のように記載すること。

認証・承認が行われおらず、また登記所に成果が送付されていない地域については、「着手年度」欄に、事業着手年度及び閲覧完了年度を「S38～S48」のように記載すること。

(6) 「作業別実施計画」欄の「調査面種」欄の符号は、次のとおりとする。

- C＝地籍図根三角測量
- D＝地籍図根多角測量
- E＝一筆地調査
  - 概況調査等＝概況調査及び予備調査
  - E 1＝調査図素図等作成
  - E 2＝現地調査
- F I＝細部図根測量
- F II＝一筆地測量及び地籍図原図の作成
  - F II - 1＝一筆地測量
  - F II - 2＝地籍図原図の作成
- G＝地積測定
- H＝地籍図及び地籍簿の作成
  - 地籍図等の作成＝地籍図及び地籍簿の作成
- RD＝航空測量
  - RD 1＝空中写真測量、航空レーザ測量並びに既存資料の収集及び解析
  - RD 2＝補償測量及び境界点の座標値の計測

(7) 「調査面種」欄における各工程の調査面種は、実調査面種を記載する。なお、航測法による地籍図原図の作成は、「調査面種」の「F II - 2」の欄に記載すること。

改 正 後

(7) 「換算面積」欄は、単位区域ごとのC、D、Eのうち本調査、F I、F II、G、Hのうち地籍図等作成及びRDの各々の調査面積に換算面積率を乗じた面積の合計とする。換算面積率は以下を標準とする。

地上法

	換算面積率	
C 工程	5%	
D 工程	16%	
E 工程	E I 工程	2%
	E 2 工程	7%
F I 工程	20%	
F II - 1 工程	27%	
F II - 2 工程	3%	
G 工程	11%	
H 工程	9%	

航測法

	換算面積率	
C 工程	5%	
RD 工程	RD 1 工程	5%
	RD 2 工程	40%
	RD 3 工程	18%
E 工程	E 1 工程	2%
	E 2 工程	7%
F II 工程	F II - 2 工程	3%
G 工程	11%	
H 工程	9%	

(8) 「費用の総額の算出の基礎」欄は、単位区域ごとの「精度の区分」、「縮尺の区分」、「傾斜区分」、「視通障害区分」、「一筆平均面積」及び「筆の形状」を記載すること。

精度区分=甲1、甲2、甲3、乙1、乙2、乙3

縮尺区分=1/250、1/500、1/1000、1/2500、1/5000

傾斜区分=平坦地、緩傾斜地、中傾斜地、急傾斜地(1)、急傾斜地(2)、急峻地

視通障害区分=農1、農2、山I、山II、山I、市街I、市街II、大市街I、大市街II

一筆平均面積=単位区域別計画面積(実面積) / 単位区域別計画筆数(小数以下1位を四捨五入して整数値とする。)

筆の形状=整形地、不整形地

(9) 「その他」欄には、国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号)第3条第2項に規定する「測量の方式」、「測量の方式」、「測量の方式」

現 行

(8) 「換算面積」欄は、単位区域ごとのC、D、Eのうち本調査、F I、F II、G、Hのうち地籍図等作成及びRDの各々の調査面積に換算面積率を乗じた面積の合計とする。換算面積率は以下を標準とする。

地上法

	換算面積率	
C 工程	5%	
D 工程	16%	
E 工程	E 1 工程	2%
	E 2 工程	7%
F I 工程	20%	
F II - 1 工程	27%	
F II - 2 工程	3%	
G 工程	11%	
H 工程	9%	

航測法

	換算面積率	
C 工程	5%	
RD 工程	RD 1 工程	45%
	RD 2 工程	18%
	E 1 工程	2%
E 工程	E 2 工程	7%
	F II 工程	F II - 2 工程
G 工程	11%	
H 工程	9%	

(9) 「費用の総額の算出の基礎」欄は、単位区域ごとの「精度の区分」、「縮尺の区分」、「傾斜区分」、「視通障害区分」、「一筆平均面積」及び「筆の形状」を記載すること。

精度区分=甲1、甲2、甲3、乙1、乙2、乙3

縮尺区分=1/250、1/500、1/1000、1/2500、1/5000

傾斜区分=平坦地、緩傾斜地、中傾斜地、急傾斜地(1)、急傾斜地(2)、急峻地

視通障害区分=農1、農2、山I、山II、山I、市街I、市街II、大市街I、大市街II

一筆平均面積=単位区域別計画面積(実面積) / 単位区域別計画筆数(小数以下1位を四捨五入して整数値とする。)

筆の形状=整形地、不整形地

(10) 「その他」欄には、国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号)第3条第2項に規定する「測量の方式」、「測量の方式」、「測量の方式」

改 正 後

- 及び「基準点の有無」のほか、「効率的調査方法」及び「施策の種類」についても記載すること。
- (10) 「測量的方式」欄は、測量方式の番号を記載すること。  
地上法…1、併用法…2、航測法…3
- (11) 「都道府県費」は、国土調査法第9条の2の規定により都道府県が負担する額から同条第2項の規定により国が負担することになる額を差し引いた額を記載すること。
- (12) 「基準点の有無」は、単位区域ごとに記載すること。
- (13) 「効率的調査方法」は、単位区域ごとに導入する効率的調査方法の内容を以下の種別から選択し、番号を記載すること。
1. 航測法を用いた地籍調査
  2. 「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル」を活用した地籍調査
  3. 街区境界調査（令和2年に改正された国土調査法第21条の2に基づくもの）
  4. 官民境界等先行調査（3. 以外のもの）
  5. MMSを活用した地籍調査
  6. 地籍測量の一部工程を省略した地籍調査
  7. 地籍測量における単点観測法を用いた地籍調査
  8. 既存測量成果等を活用した地籍調査
  9. 令和2年度に導入された調査手続（所有者探索のための固定資産課税台帳情報等の利用等）を活用した地籍調査
  10. その他
    11. 該当なし
- (14) 「施策の種類」は、単位区域ごとに地籍調査の実施により効果が期待される施策について、以下に示す施策の中から選択し、番号を記載すること。
1. インフラ整備等の社会資本整備の円滑化
  2. 地震や土砂災害等に対する防災対策の推進
  3. 都市開発等の活性化
  4. 森林施業の円滑化や再生可能エネルギーの利活用

現 行

- 負担する経費の予定額」及び「基準点の有無」のほか、「標準的調査方法」及び「施策の種類」についても記載すること。
- (11) 「測量的方式」欄は、測量方式の番号を記載すること。  
地上法…1、併用法…2、航測法…3
- (12) 「都道府県が負担する経費の予定額」は、国土調査法第9条の2の規定により都道府県が負担する額から同条第2項の規定により国が負担することになる額を差し引いた額を記載すること。
- (13) 「基準点の有無」は、単位区域ごとに記載すること。
- (14) 「効率的調査方法」は、単位区域ごとに導入する効率的調査方法の内容を以下の種別から選択し、番号を記載すること。
1. リモートセンシングデータを活用した地籍調査（新規範成果活用）
  2. リモートセンシングデータを活用した地籍調査（既存撮影成果活用）
  3. 街区境界調査（令和2年に改正された国土調査法第21条の2に基づくもの）
  4. 官民境界等先行調査（3. 以外のもの）
  5. MMSを活用した地籍調査
  6. 地籍測量の一部工程を省略した地籍調査
  7. 地籍測量における単点観測法を用いた地籍調査
  8. 既存測量成果等を活用した地籍調査
  9. 令和2年度に導入された調査手続（所有者探索のための固定資産課税台帳情報等の利用等）を活用した地籍調査
  10. その他
    11. 該当なし
- (15) 「施策の種類」は、単位区域ごとに地籍調査の実施により効果が期待される施策について、以下に示す施策の中から選択し、番号を記載すること。
1. インフラ整備等の社会資本整備の円滑化
  2. 地震や土砂災害等に対する防災対策の推進
  3. 都市開発等の活性化
  4. 森林施業の円滑化や再生可能エネルギーの利活用



改 正 後

- 5. 所有者不明土地対策
- 6. その他

(15)「合計」欄には、「単位区域」の面積、「作業別実施計画」の「換算面積」、「都道府県費」の合計を記載すること。  
 (16)「合計内訳」欄には、該当する事業メニューの略称を記載するとともに、事業メニューごとの換算面積等の合計を記載すること。事業メニューについては、調査年度の事業メニューとし、略称等については地籍整備課が別途定めるものとする。

別業の「地籍調査事業実施区域図」作成方法

地籍調査事業実施区域図は、国土地理院発行の地形図又はそれと同等の精度を有する地図に次の区域界等を表示したものとす。

- 全体計画区域界 青色線
- 前年度までに実施済区域界 茶色線  
(実施年度をアラビア数字で記入すること。)
- 実施している市町村の境界 赤色線
- 当該年度の実施計画の区域界 緑色線
- 概況調査又は予備調査の実施区域界 紫色線
- 休止している地区の区域界 黄色線

現 行

- 5. 所有者不明土地対策
- 6. その他

(16)「合計」欄には、「単位区域」の面積、「作業別実施計画」の「換算面積」及び「調査面積」、「都道府県が負担する経費の予定額」の合計を記載すること。

(17)「合計内訳」欄には、該当する事業メニューの略称を記載するとともに、事業メニューごとの調査面積等の合計を記載すること。事業メニューについては、調査年度の事業メニューとし、略称等については地籍整備課が別途定めるものとする。

別業の「地籍調査事業実施区域図」作成方法

地籍調査事業実施区域図は、国土地理院発行の地形図又はそれと同等の精度を有する地図に次の区域界等を表示したものとす。

- 全体計画区域界 青色線
- 前年度までに実施済区域界 茶色線  
(実施年度をアラビア数字で記入すること。)
- 実施している市町村の境界 赤色線
- 当該年度の実施計画の区域界 緑色線
- 概況調査又は予備調査の実施区域界 紫色線
- 休止している地区の区域界 黄色線

改正後

別記様式第26（第31第2項関係）

（削除）

現行

別記様式第26（第31第2項関係）

別記様式第26（第31第2項関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県知事

年度地籍調査事業計画の変更について（協議）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に基づき 年 月  
日付けで作成した 年度の事業計画について、下記のとおり変更したいので、同  
条第3項の規定に準じて協議します。

記

1. ○○年度事業計画 別紙(1)のとおり
2. 添付書類  
○年度事業計画明細書 別紙(2)のとおり  
地籍調査事業実施区域図 別業のとおり

※別紙(1)及び別紙(2)は、別記様式第23の別紙(1)または別紙(2)をそれぞれ準用する。

改正後	現行
<p>別記様式第27（第31第3項関係）</p> <p>（削除）</p>	<p>別記様式第27（第31第3項関係）</p> <div data-bbox="1184 338 1973 1457" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別記様式第27（第31第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>国 土 交 通 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事</p> <p style="text-align: center;">年度地籍調査事業計画の変更について（報告）</p> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する 年度の 事業計画を下記のとおり変更したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ○○年度事業計画 別紙(1)のとおり</p> <p>2. 添付書類  ○○年度事業計画明細書 別紙(2)のとおり  地籍調査事業実施区域図 別葉のとおり</p> <p>3. 変更日 ○○年○○月○○日</p> <p>※別紙(1)及び別紙(2)は、別記様式第24の別紙(1)または別紙(2)をそれぞれ準用する。</p> </div>